

ひたちなか市総合運動公園 スポーツ広場ご利用案内

■開設期間 通年

■営業時間 9:00～19:00（ナイター設備はございません）

■定休日 毎週月曜日

（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

■ご予約について

使用日の1か月前から7日前まで（電話予約のみ）

■利用時間

1日	9:00 ～ 17:00		
午前の区分	9:00～12:00		午後の区分 13:00～17:00

早朝の前延長についてはご相談ください。

※午前午後の2区分において使用時間が2区分以上に渡る場合は区分間の時間も続けて利用できます。

■使用料金 使用許可時に納入してください。

■還付について 一旦納めて頂いた使用料は還付いたしません。

但し、使用7日前までの利用取消しの場合と使用当日の雨天等による取消で、14日以内に手続を行った場合は使用料を還付いたしますので、印鑑をご持参のうえ総合体育館で手続をして下さい。

■ラインペイントについて サッカーでのご利用の際は、芝生専用のペイント材を使用します。石灰はご利用出来ません。
一般サイズ 1面 ￥5,000 円(2ℓ) 2面 ￥10,000 円(4ℓ) 使用料金とは別に発生いたします。



アマチュアスポーツ使用 入場料を徴収しない場合

使用区分			使用時間 (1日 9:00-17:00)
全面	一般	市内	6,650
		市外	9,970
	高校生以下又は65歳以上	市内	3,320
		市外	4,980
半面	一般	市内	3,320
		市外	4,980
	高校生以下又は65歳以上	市内	1,660
		市外	2,490

アマチュアスポーツ使用 入場料を徴収しない場合

使用区分			使用時間 (午前 9:00-12:00)	使用時間 (午後 13:00-17:00)
全面	一般	市内	2,850	3,800
		市外	4,270	5,700
	高校生以下又は65歳以上	市内	1,420	1,900
		市外	2,130	2,850
半面	一般	市内	1,420	1,900
		市外	2,130	2,850
	高校生以下又は65歳以上	市内	710	950
		市外	1,060	1,420

アマチュアスポーツ使用 入場料を徴収しない場合

使用区分			延長1時間（通常利用）	延長1時間（準備）
全面	一般	市内	950	470
		市外	1,420	700
	高校生以下又は65歳以上	市内	470	230
		市外	700	340
半面	一般	市内	470	230
		市外	700	340
	高校生以下又は65歳以上	市内	230	110
		市外	340	160

アマチュアスポーツ使用 **入場料を徴収する場合**

使用区分			使用時間 (1日 9:00-17:00)
全面	一般	市内	13,300
		市外	19,950
	高校生以下又は65歳以上	市内	6,650
		市外	9,970
半面	一般	市内	6,650
		市外	9,970
	高校生以下又は65歳以上	市内	3,320
		市外	4,980

アマチュアスポーツ使用 **入場料を徴収する場合**

使用区分			使用時間 (午前 9:00-12:00)	使用時間 (午後 13:00-17:00)
全面	一般	市内	5,700	7,600
		市外	8,550	11,400
	高校生以下又は65歳以上	市内	2,850	3,800
		市外	4,270	5,700
半面	一般	市内	2,850	3,800
		市外	4,270	5,700
	高校生以下又は65歳以上	市内	1,420	1,900
		市外	2,130	2,850

アマチュアスポーツ使用 **入場料を徴収する場合**

使用区分			延長1時間（通常利用）	延長1時間（準備）
全面	一般	市内	1,900	950
		市外	2,850	1,420
	高校生以下又は65歳以上	市内	950	470
		市外	1,420	700
半面	一般	市内	950	470
		市外	1,420	700
	高校生以下又は65歳以上	市内	470	230
		市外	700	340

その他の催し物に使用する場合

使用区分		午前	午後	延長1時間
入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	11,400	15,200	3,800
	営利を目的とする場合	28,500	38,000	9,500
入場料を徴収する場合		85,500	114,000	28,500

■備考

■午前:午前9時～12時まで 午後:午後1時～5時までになります。（準備・後片付けを含みます）

■その他の催物に使用する場合を除き、市内居住者又は市内に勤務する者以外の方の使用にあっては、規定料金の1.5倍の額になります。

■1／2面使用(半面)の場合は、規定料金の5割の額になります。

■高校生以下又は65歳以上の方が使用する場合は、規定料金の5割の額になります。

■延長時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなします。

■準備のために利用する場合は、規定料金の5割の額になります。

※市と公の施設の広域利用に関する協定を締結している次に掲げる市町村に居住する者が、自己の余暇活動のために使用する場合にあっては、市内居住者及び市内に勤務する者の規定する料金と同額になります。

水戸市 笠間市 茨城町 城里町 大洗町 東海村 那珂市 小美玉市